



発行 新潟県

**第 97 号**

平成29年12月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

49 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 1321 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
- 1322 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1323 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1324 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 1325 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1326 建設業法による営業の停止（監理課）
- 1327 新潟県土地利用計画の変更（用地・土地利用課）
- 1328 道路の区域変更（道路管理課）
- 1329 道路の供用開始（道路管理課）
- 1330 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

公安委員会告示

- 149 技能検定員審査の実施（運転免許センター）
- 150 教習指導員審査の実施（運転免許センター）

規 則

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第49号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(合格公告及び通知) <b>第31条</b> 知事又は県指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>受験番号</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)	(合格公告及び通知) <b>第31条</b> 知事又は県指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>氏名</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## ◎新潟県告示第1321号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名  
東和石油有限会社  
代表取締役 早山 康之
- 2 主たる事務所の所在地  
新潟市中央区寄居町706
- 3 取消年月日  
平成29年11月1日

## ◎新潟県告示第1322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	グループホーム ハナミズキ	長岡市上除町1610番1	特定非営利活動法人クオリード	平成29年11月15日
短期入所	やまのて	魚沼市堀之内字宮林2911-27	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	平成29年12月1日

## ◎新潟県告示第1323号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
見附市葛巻地区工場適地	見附市葛巻2丁目の一部 見附市葛巻町の一部 見附市下新町の一部	平成29年9月11日

## ◎新潟県告示第1324号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、三条市に係る三条農業振興地域（平成4年新潟県告示第860号）の区域を次のとおり変更する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更した地域の名称  
三条農業振興地域
- 2 区域  
三条市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成29年12月19日

---

◎新潟県告示第1325号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 区域

上越漁業協同組合の地区のうち旧能生町漁業協同組合の地区

2 区分

主としてかごを使用して営む漁業以外の漁業

3 届出年月日

平成29年11月16日

---

◎新潟県告示第1326号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 処分をした年月日 平成29年12月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社藤塚組 代表取締役 関 春雄

3 主たる営業所の所在地 新潟県小千谷市片貝町6487-1

4 許可番号 新潟県知事(特-29)第7558号

5 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間 平成29年12月26日から平成29年12月28日までの3日間

6 処分の原因となった事実

株式会社藤塚組及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成28年5月9日、小千谷市片貝町字十三畑8855番1所在の同社資材置き場において、産業廃棄物である木くず等約170キログラムを廃棄したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成29年9月19日に長岡簡易裁判所から、同社は罰金100万円、同社の代表取締役は罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

---

◎新潟県告示第1327号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画(平成29年3月新潟県告示第387号)を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用基本計画図の変更

農業地域から次の区域を縮小する。

区域 面積(ヘクタール)

三条市の一部 18

---

◎新潟県告示第1328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 網代浜新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町大字網代浜字町道下990番1から	新	5.2～18.2メートル	234.2メートル
同郡同町大字網代浜字町道下1065番1まで	旧	4.2～12.5メートル	228.4メートル

## ◎新潟県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 網代浜新発田線
- 2 供用開始の区間  
北蒲原郡聖籠町大字網代浜字町道下990番1から同郡同町大字網代浜字町道下1065番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月19日

## ◎新潟県告示第1330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 魚沼都市計画道路（魚沼市決定）  
名称 3・5・9号 駅前通り線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 原信城岡店  
所在地 長岡市城岡3丁目17番1  
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 平成29年8月8日
- 3 意見の概要

- (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
  - ・騒音予測の再調査を行うべき。
  - ・開店後に基準値を上回る騒音が発生した場合の、具体的な騒音対策を計画・提示すべき。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成29年12月19日から平成30年1月19日まで

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第149号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、平成30年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成29年12月19日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

#### 1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間	
技能検定員審査（普通）	第1回	4月16日（月）から4月20日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	3月8日（木）から3月20日（火）までの間	
技能検定員審査（大型二種）		第2回	7月9日（月）から7月13日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	5月17日（木）から5月30日（水）までの間
技能検定員審査（中型二種）			11月12日（月）から11月16日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	9月6日（木）から9月19日（水）までの間
技能検定員審査（普通二種）	第3回	11月12日（月）から11月16日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	9月6日（木）から9月19日（水）までの間	
技能検定員審査（大型）	第1回	5月21日（月）から5月25日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	3月29日（木）から4月11日（水）までの間	
技能検定員審査（中型）		第2回	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	7月19日（木）から8月1日（水）までの間
技能検定員審査（準中型）	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）		7月19日（木）から8月1日（水）までの間	
技能検定員審査（大特）	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）		7月19日（木）から8月1日（水）までの間	
技能検定員審査（大自二）	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）		7月19日（木）から8月1日（水）までの間	
技能検定員審査（普自二）	第2回	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	7月19日（木）から8月1日（水）までの間	
技能検定員審査（牽引）	第2回	10月1日（月）から10月5日（金） までの5日間 （午前9時から午後5時まで）	7月19日（木）から8月1日（水）までの間	

#### 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1  
新潟県警察本部交通部運転免許センター

#### 3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査

(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
  - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項(論文)
  - エ 自動車教習所に関する法令についての知識(論文)
  - オ 技能検定の実施に関する知識(論文)
  - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識(論文)
- (2) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識(論文)
  - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識(論文)

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第150号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条の規定により、平成30年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

平成29年12月19日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
教習指導員審査(普通)	第1回	3月5日(月)から3月9日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	1月25日(木)から2月7日(水)までの間
教習指導員審査(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 教習指導員審査(普通二種)	第2回	6月25日(月)から6月29日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	4月26日(木)から5月9日(水)までの間
	第3回	10月22日(月)から10月26日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	8月23日(木)から9月5日(水)までの間
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(中型) 教習指導員審査(準中型)	第1回	5月14日(月)から5月18日(金)までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	3月29日(木)から4月11日(水)までの間

教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(大自二) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(牽引)	第2回	9月25日(火)から9月28日(金) までの4日間 (午前9時から午後5時まで)	7月19日(木)から8月1日 (水)までの間
--	-----	--	---------------------------

## 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1  
新潟県警察本部交通部運転免許センター

## 3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(教習指導員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること(教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)

## 4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
  - ウ 学科教習に必要な教習の技能(面接)
  - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識(論文)
  - オ 自動車教習所に関する法令についての知識(論文)
  - カ 教習指導員として必要な教育についての知識(論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
  - イ 技能教習に必要な教習の技能(実技)
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識(論文)

## 5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

## 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

## 7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係  
電話番号 025-256-1212 内線 256